

愛媛県美術館本館空調設備保守点検業務 実施基準仕様書

愛媛県美術館本館空調設備保守点検業務については、この仕様書に基づいて実施する。

なお、この仕様書は、業務の大要を示すものであるから、この仕様書に示されない事項であっても委託業務の性質上必要と認めた業務は、これを実施するものとする。

1 業務の内容

- (1) 乙が甲から委託を受けて行う業務の対象となる空調設備は、別表のとおりとし、中央制御管理方式の空調設備（温湿度管理）の保守管理に係る豊富な知識と実務経験を有する自社の技術者を派遣し、同表に定める回数の点検を行うほか、事故、故障等緊急対策についても対応するものとする。
- (2) 乙は、甲が選任する冷凍保安責任者（第3種冷凍機械責任者以上）が所定の業務に従事できない場合は、代理の冷凍保安責任者（第3種冷凍機械責任者以上）を、甲の業務のために派遣するものとする。
- (3) 乙は、空調設備を常に安全かつ最良の状態に維持するとともに、不測の事故や故障に当たっては、直ちに修理等の適切な措置を講じるものとする。
- (4) 業務を行った結果、乙の判断により必要と認める場合、消耗品的部品は、これを取り替えるものとし、また修理を要する状況の場合は、乙の報告に基づき、甲乙協議の上、対策を講じるものとする。

なお、空気調和器フィルタについては、適宜その老朽度を判定し、契約の範囲内において4年を目処に全てのフィルタの取替え（枠も含む）を行うものとする。
- (5) 乙は、甲の必要に応じて、正しい使用方法について、情報提供サービスを行うものとする。

2 実施報告書

- (1) 業務実施報告書は、月毎に作成し、実施写真を添付して提出すること。

- (2) 事故・故障等の緊急対応について、日時・対応者・対応状況について記載すること。
- (3) 4年サイクルで交換する空気調和機フィルタ及び3年サイクルで清掃するストレーナーについては、全体量と交換部・清掃箇所を明記し、次年度の予定箇所についても記した報告書を作成すること。

3 注意事項

- (1) 業務は、必要に応じ甲の立会の上、実施すること。
- (2) 業務を実施するに当たり、乙は施設の運営に支障がないように甲に協議し、承認を得るものとする。
- (3) 本仕様内容に疑義を生じたときには、甲と協議の上、実施する。

4 保障

保守点検完了後、今回の保守に起因する不具合が生じた場合、乙は速やかに無償修復を行うこと。